

奈良県議会基本条例（委員長試案 平成22年6月18日）

前文～第4章（略）

第5章 知事等と議会との関係（第12条～第14条）

第6章 議会の機能の強化（第15条～第18条）

第7章 議会改革の推進（第19条・第20条）

第8章 議員の政治倫理（第21条・第22条）

第9章 議会事務局等（第23条・第24条）

第10章 補則（第25条・第26条）

附則

前文～第4章（略）

第5章 知事等と議会との関係

（知事等との関係の基本原則）

第12条 議会は、二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割を尊重しつつ、適切な関係を保持しながら共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展のため、自らの機能を有効に発揮しなければならない。

（監視及び評価）

第13条 議会は、知事等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

（政策立案及び政策提言）

第14条 議会は、議員提案による条例の制定、決議等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第6章 議会の機能の強化

（議会の機能の強化）

第15条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

（検討会の設置）

第16条 議会は、県政の課題に関する調査を行うため、議決により、議員で構成する検討会を設置することができる。

2 検討会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

3 前2項の検討会に関し必要な事項は、議長がこれを定める。

(専門的知見の活用)

第17条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託を積極的に活用するものとする。

(政務調査費)

第18条 会派又は議員は、法第100条第14項及び第15項の規定に基づく政務調査費が議会の調査活動基盤の充実を図る観点から議員の調査研究に資するため交付されるものであることを認識し、その責任を自覚し、政務調査費を適正に使用しなければならない。

2 前項の政務調査費の目的を達成するため、議長は、その使途基準を定めるとともに、社会情勢の変化を踏まえ、適宜、適切な見直しを行うものとする。

3 政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、県民の疑惑を招くことのないように、奈良県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月奈良県条例第42号）に基づいてその使途を明らかにしなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第19条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、議会改革の推進に関する基本的事項について調査するため、議会改革推進会議を設置することができる。

(議員の定数及び選挙区)

第20条 議会は、議員の定数及び選挙区について、県民の意思を県政に十分反映できるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。

2 議員の定数及び選挙区に関しては、奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例（昭和33年10月奈良県条例第35号）の定めるところによる。

第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、県民の負託を受けた代表者であることを自覚し、政治倫理の向上に努めるとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、奈良県議会議員の政治倫理に関する条例（平成16年6月奈良県条例第5号）の定めるところによる。

(資産等の公開)

第22条 議員の資産等の公開に関しては、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発展に資するため、政治倫理の確立のための奈良県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年10月奈良県条例第12号）の定めるところによる。

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第23条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。

2 議長は、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第24条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第10章 補則

(他の条例との関係)

第25条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(検討)

第26条 議会は、この条例の施行後、県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。